

(第一類 第四号)(附属の三)

第一百七十七回国会 議院 予算委員会 第二分科会議録(総務省所管)

第一号

(五二二)

本分科会は平成二十三年二月二十三日(水曜日)委員会において、設置することに決した。

二月二十四日

本分科員は委員長の指名で、次のとおり選任された。

稻見 哲男君 生方 幸夫君
小川 淳也君 若泉 征三君
金田 勝年君 富田 茂之君

二月二十四日
若泉征三君が委員長の指名で、主査に選任され
た。

平成二十三年二月二十五日(金曜日)

午前八時三十分開議

出席分科員

主査 若泉 征三君	生方 幸夫君
稻見 哲男君	若泉 征三君
小川 淳也君	富田 茂之君
岡田 康裕君	高井 崇志君
長島 一由君	大西 孝典君
金田 勝年君	幸夫君
赤松 正雄君	幸夫君
兼務 あべ 俊子君	高井 崇志君
兼務 高橋千鶴子君	長島 忠美君
片山 善博君	長島 忠美君
東 鈴木 祥三君	高井 崇志君
鈴木 古屋 篤子君	赤松 正雄君
同日 同日	岡田 康裕君
大西 孝典君	仁木 博文君
雪子君	長島 忠美君
同日 同日	高井 崇志君
大西 孝典君	赤松 正雄君
小川 淳也君	高井 崇志君
厚生労働副大臣	大西 孝典君
防衛大臣政務官	金田 勝年君
政府参考人	富田 茂之君
(警察庁刑事局長)	大塚 耕平君
金高 雅仁君	平岡 秀夫君
	小宮山洋子君
	大塚 耕平君
	平岡 秀夫君
	小宮山洋子君
	大塚 耕平君
	金高 雅仁君

分科員の異動
二月二十五日
辞任

補欠選任
長島 一由君
仁木 博文君
長島 忠美君
赤松 正雄君
岡田 康裕君
高井 崇志君
竹本 直一君
古屋 篤子君

(日本放送協会専務理事)
総務委員会専門員
予算委員会専門員
春日 昇君

株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
剛君

同日

第三分科員あべ俊子君、第八分科員福井照君及び高橋千鶴子君が本分科兼務となつた。

本日の会議に付した案件

平成二十三年度一般会計予算

平成二十三年度特別会計予算

平成二十三年度政府関係機関予算

(総務省所管)

たいと存じます。
よろしくお願ひ申し上げます。

○若泉主査 この際、お詫びいたします。

ただいま総務大臣から申し出がありました総務省所管関係予算の概要につきましては、その詳細は説明を省略し、本日の会議録に掲載いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○若泉主査 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔片山国務大臣の説明を省略した部分〕

具体的には、まず、「地域主権改革の積極的な推進による新しい国づくり」といたしまして、交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるため

に必要な経費として、地方交付税財源十六兆三千九百六十九億円、地方特例交付金財源三千八百七十億円を計上しております。

また、米軍や自衛隊の施設が市町村の財政に与える影響等を考慮して、基地交付金及び調整交付金合わせて、三百三十五億円、活力ある地域社会

を形成し、地域主権型社会を構築するため、「緑の分権改革」の推進など地域力を高める取組に必要な経費として、二十三億円を計上しております。

次に、「ICTによる新成長戦略の実現」とい

たしまして、いわゆる「光の道」構想の実現に向け、超高速ブロードバンド基盤整備の支援等に必要な経費として、二十五億円、地上デジタル放送への確実な完全移行のため、アナログ放送終了に向けた最終体制の整備、低所得世帯への地デジ

チーナー等の支援等に必要な経費として、三百五十三億円、教育分野等におけるICT利活用の促進等に必要な経費として、四百十一億円、戦略産業であるICT産業の国際競争力の強化に必要な経費として、四百十三億円、地球温暖化対策に

いと思います。

○三宅分科員 大変安心いたしました。ありがとうございます。

では、ICTに関して質問をさせていただきました

いと思います。

厚生労働委員であります私は医療クラウドの問題に大変関心がございます。

現在の医療費は三十四兆円を超えておりますけれども、医療費のこれ以上の中昇を防ぐためには、日本じゅうの病院が全部共通の電子カルテ、そして医療データベースにつながることがいざれば必要になつてくるといふふうに思つております。そのことが医療の費用の構造を変えて、また遠隔地の患者さん、島に住んでいる患者さんもいらっしゃると思います、そういう方々の来院の必要性が緩和され、大変利便性が高くなつてくるのではないかというふうに思つておりますが、この医療クラウドについて、副大臣はどういうお考えでしようか。

○平岡副大臣 今委員が御指摘になりましたように、ICTの分野については、さまざまな分野で利活用を進めていくことが国民の利便も高まり、また、あるいは経済成長につながりというようなことで、いろいろ取り組んでいるわけあります。

医療分野におきましても、ICTの果たす役割というのはますます重要なになってきていくというふうに認識しております。御指摘の医療クラウドにつきましては、各個人とかあるいは各医療機関が保有している医療健康情報が一つの情報基盤の上で電子的に活用、共用されることによって、医療サービス水準の向上、医療費の適正化とともに、遠隔医療の実施拡大にも寄与するというふうに認識しております。

その一方で、また医療情報について言えば、非常にプライバシー性の高い情報でもありますので、情報の漏えいとか改ざんなどに対応した安全な情報管理が不可欠であるというふうにも思つておられます。

そういう認識に立ちまして、総務省でも、関係

する省庁と一緒になつていろいろなことに取り組んでおりまして、例えば、平成二十一年七月に、

厚生労働省の協力を得まして、ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う場合に求められる責任、要求事項などを規定したガイドラインを策定させていただいたということでございます。

また、平成二十年度から三年度間、二十二年度、今年度までにわたりまして、厚生労働省、経済産業省と連携いたしまして、医療健康情報の電子的管理、活用について実証実験を行つて、必要なセキュリティ要件などを検証してきたということをございます。これは沖縄県の浦添市でやらせていただいたということござります。

総務省としては、これまでの取り組みの成果を踏まえまして、来年度以降も引き続き関係省庁と連携して、安心、安全かつ広域的な医療健康情報流通基盤、いわゆる医療クラウドの普及、推進に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○三宅分科員 平岡副大臣の大変すばらしい危機予知能力で次の質問のお答えも既にしていただいたもので、一つ質問を飛ばしたいというふうに思つております。

今のは関係することですけれども、私もこの本を購入いたしました。この本の帯には、これは正義のジャーナリズムか、史上最悪の情報テロかともうふうに書いてありました。国民の知る権利はも

も、世界的な内部告発サイト、ウイキリークスの問題が現在世間を騒がせております。私もこの本を購入いたしました。この本の帯には、これは正義のジャーナリズムか、史上最悪の情報テロかともうふうに書いてありました。国民の知る権利はも

も、もちろん保障されなければならないのですけれども、一方、絶対に守らなければいけないこともあります。このふうに私は国会議員として思つております。

ウイキリークスが一部の人々には大変な称賛を受けているわけでございますけれども、そういう状況について、大臣はどういうふうに思われますでしょうか。

○片山国務大臣 これは幾つかの論点があると思

一つは、ウイキリークスというのは情報を載つける媒体でありますけれども、もともとの情報のもと、源から流出をさせるといいますか、漏えいをさせる、そういう主体がいるはずであります、

ウイキリークスが情報をつくるわけではありませんし、保管しておりませんから。

そうしますと、専ら、政府機関とか公的機関で、そもそも守秘義務がかかっている、漏えいさせてはいけない情報をウイキリークスに載つける、そういう主体がいるわけで、そこは恐らく、守秘義務のかかっている情報を流出させたのであれば、

例えば、日本の法体系でいいますと、秘密漏えい罪、公務員の守秘義務違反という問題が起つてくると思います。これは、どんなに正義感があつたとしても独善に陥る可能性は十分あるわけですね。ですから、やはり法律はきちっと守るというこ

と。独善主義でもつて、これは守らなくていいんだなんということは、手勝手、身勝手はいけない問題だと私は思います。これが一つです。

もう一つは、ウイキリークス自体ですけれども、通信の技術でありますとか、それから活動の範囲が非常に拡大した今日において、通信の自由を使ふことによって、思わぬ副作用とかデメリットを社会やあるいは個人、企業に対して及ぼす可能性があるわけであります。これも、法治主義の中で、厳密に言いますと、法律で規制されなければいいんだという考え方もあるかもしれません

が、私は、通信の自由を共有する主体としては、規制がある場合はもちろんでありますけれども、規制がなくとも、社会に対する多大の混乱を生じさせるとか、それから国際的な関係を非常に悪くするとか、あるいは企業や個人のプライバシーなり経営を阻害するような場合には、おのずから自粛があつてしかるべきだうと思いま

す。

この種の分野というのは、何でもかんでも規制でがんじがらめにするというのは必ずしも本来の姿ではないと私も思ひますので、できれば規制がない状態であつてもちゃんとおのずから常識的な

運営がなされるべき、それをとりあえずは期待したいと思つております。

○三宅分科員 私も全く大臣がおっしゃるとおりだというふうに思います。

この件は、従業員の企業に対する、そして自分が所属する会社などに対する忠誠心に関連するこ

とだというふうにも思つております。幸い日本からは今は直接的な漏えいは起きていないというふうに承知しております、今後もそのようなことがあります。

次への質問でございます。

一年にわたりまして、総務省ICTフォーラムがせんだけつ終了したというふうに聞いております。今後のICT分野における権利保障のあり方を考える大変重要なフォーラムだつたというふうに聞いております。この場でまとめました報告書は今後どのように生かされていくのか、具体的に教えていただけますでしょうか。

○片山国務大臣 ICT権利保障フォーラムは、政権交代がなされました後に、私の前任の原口総務大臣のときにつくられたものであります。私は、就任したとき、もう既に終盤に差しかかって

いたのですから、ほぼ最終回などに参加をさせていただいて、自分自身も議論に加わったのでありますけれども、ほぼ終わりの段階で加わりました。

もともとは、これもトレースしてみますと、放送の自由とか情報通信の自由を守るために、例えばアメリカにありますような独立行政委員会でこの種の分野を行政機関としては取り扱うといつも考えられるのではないかということはどうも始まつたようになりますが、議論を重ねていく過程で、そういう独立した規制官庁をつくるのではなくて、むしろ、放送事業者とかそういう関係者の自主的な努力によって、放送、表現の自由、それから言論の自由を守つていくべきだという方向になりました。したがつて、その分野で、差し当たつて何か具体的に今機関をつくろうとかということにはなつております。

第一類第十四号(附属の二) 予算委員会第一分科会議録(総務省所管)第一号 平成二十三年二月二十五日

あと、例えば、これはウイキリークスの御質問とも関連するんですけれども、通信の自由があつて、通信の媒体といいますか、技術が非常に進んできますと、おのずからそこで、例えば他人の権利を侵害するという可能性も出てくるけれども、それをどうするのか。では、それを規制といつことできちつと網をかけるのかといった議論もなされたんですねけれども、ここも、とりあえず、差し当たっては、関係者の自主的な努力によつてそういう他者の権利侵害との間の調整は図つていくべきだ。そのために、放送事業者とか通信事業者とか関係者、国民に至るまで、リテラシーを高めるというか、この種の分野に対する自覚と認識を高めて自律性を持つてもらう、こういうことになつております。

したがつて、具体的に何をするのかという御質問なんですねけれども、今差し当たつて、そういう意味での何か法制度をつくるとか機関をつくるという具体的な取り組みは当面ありません。ありますせんが、さつき言いましたように、国民の間のリテラシーを高めていただくとか、それから関係者とか関係団体とか関係業界の皆さんのが自主的な取り組みを促していく、こういう作業があります。

いわば、政治学の用語で言いますと、ガバニンゲという、そういう上からガバナンスといなくて、最近の用語でいいますと、ガバナンスというのがあるんですけども、自主的な取り組みによつて秩序を守つたり、守るべき法的価値を擁護していったりしよう、そういう取り組みの方を重視しよう、そのための環境づくりとか意識啓発なんかをやつていこうというのが当面の総務省の仕事ではないかというふうに、このフォーラムの結論からは得ているところであります。

○三宅分科員 この会議におきましては、十回にわたり、二十数人の委員によりまして会議が持たれたというふうに聞いております。

こうした省庁の主催する会議は数々あるわけですが、それだけ国民の税金と多大なる時間を使つていいわけですから、その成果をすぐに役

立っていたただぐことをお願いしつつ、次の質問へ移らせていただきります。

次は、消防団、救急車のあり方についてでござります。

実は、この質問は昨年も原口大臣にさせていたいたいたんですけど、私自身は議員になる直前まで企業消防団の一員でございました。

近年、犯罪の多様化、そして自然災害の発生によりまして、地域に密着をして活動している消防団員の存在は本当にますます重要なになってくるというふうに思っております。

しかし、消防庁が目標としていた百万人はおろか、八十九万人を切るというような状態で、昭和二十七年ぐらいがピークなんですねけれども、ピークの二百九万人に比べて大変激減しているというのが現状でございます。

また、それを防ぐためにだつたのかどうかわからりませんけれども、私のように、私はたまたま住んでいる場所と会社の場所が同じでしたのでよかつたんですけども、地域の企業から消防団員を出してもらうという制度が徐々に各都道府県で始まりました。しかし、こういった政策を打つても、それでもまだ減少は歯どめがかかつております。

また、先ほど申し上げたとおり、企業消防団員の場合は、住んでいる場所と会社の場所が違うということで、例えば、会社の場所が永田町で、住んでいる場所が例えば調布であったときに、永田町で火事があったといつて呼び出しを夜中に受けても、駆けつけることができないわけなんですね。私の場合は駆けつけられましたので、問題はなかつたんですねけれども。

こういった消防団員の減少を食いとめるために、はどのようなことをしたらいいと大臣はお思いでしようか。

○片山国務大臣 幾つかの論点が考えられると思思います。

で、地域で消防団を得やすいといいますか、消防団になりやすいということはあったと思います。ところが、今は職場が非常に遠くなつて、生活の場所との間に距離がありますので、いざというときに自分の住んでいる生活の拠点まで戻れないということがあるのですから、消防団の存在というのも昔とは非常に変わつてしまりました。

そこで、何が必要かといいますと、一つは、地域では、昼間おられる方、例えば、地域によつて事情は違いますけれども、私が知事をやつておりますした鳥取県などでは、やはりそやはいつても女性がおられる確率が高いのですから、女性の方方に地域の消防団員になつていただくということでお、その取り組みもやりました。

それから、職場では、職住近接ならばまあいいですけれども、そうでない方が多いですから、職場単位の、事業所単位の消防団組織というものをつくつてくれないかということを働きかけまして、これはなかなか進みませんでしたけれども、それでもある程度の反応はありました。

それから、自分の実際の取り組みで、県庁でも自衛消防隊のようなものを組織しまして、実際に県庁の近くで起つた民家の火災を消しとめたことも実はあつたんですけども、同時に、私は県庁の職員の皆さんに、ぜひ自分たちの地域で役割を果たしてもらいたいと、できる範囲内で、消防団をできる人は消防団をやってください、それから町内会の活動ができる人は町内会の活動をやってくださいといふことで、地域における一人一役運動といふのをやりまして、その一環として消防団にもぜひ入つてもらいたい、こういうことをやりました。

あと、私が最近気になつていますのは、消防団の待遇というものが必ずしも適正でないのではないか。

調べてみると、消防団員の報酬というものが非常に低位に置かれている。そのことがやはり、だからと云うわけではありませんけれども、少し消防団になろうかと云うモチベーションを下げて

いるのではないかとそういうことも気になつております。して、これから自治体に対して、市町村長さんなどに対して、消防団の団員の皆さんの待遇というものをもう少し改めて考え方直すことが必要ではないですかとも 啓発をしていきたいと考えて いるところであります。

○三宅分科員 ありがとうございます。

そして、原因の一つに、定年制がない地域が 変多く、団員の高齢化が大変進んでいて、その一方、若い人の入団がふえていないというようなこ とがあると言われております。

ちなみに、最高齢の消防団員が何歳なのか、御存じでしょうか。

○鈴木(克)副大臣 それでは、それは私の方からお答えさせていただきます。

私も勉強不足で実は知らなかつたんですけども、現在八十三歳だそうであります。

ちなみに、関連で、今六十歳以上の消防団員が三万二千人みえるということをございます。

○三宅分科員 ありがとうございました。

熱心に地域の安全を守つてくださっている御高齢の方には深い感謝の気持ちを持つ一方、やはり若い人も、ぜひ地域コミュニティの活性化にもつながる消防団への参加を望みたいと思いま す。

次の質問に移らせていただきます。

次に、救急車の出動回数の問題について話題を 移したいと思いますけれども、つい最近、私も出動回数を一台ふやしてしまいましたので、これをまずおわび申し上げたいというふうに思います。

救急車を呼んだ方がいいのかどうか悩んでいる人のための相談窓口、そういうものの設立によりまして、一昨年は救急車の出動台数が大幅に減少した ように、私は数字上は受けられました。

その一方、また、ことしは若干上昇に転じております。なかなか出動件数が思うように減らないといふのも問題があると思うんですけれども、やはりモラル低下の問題もあり、また現場の方も、もしここで救急車を出さずに何かあつたときには

困る、そういうふうな気持ちもあるように私は感じます。

消防庁のデータによりますと、実際に病院に運んでみると、救急車での搬送の必要はなかつた方というのが五〇%ほどに上るというふうに聞いております。この数を減らしていかないと、本当の重症の患者の方、そして大規模災害が起きた際に影響が出てきて困つてしまふことになるというふうに思います。

そのためにも、トリアージの重要性があります

高まつていくわけでござりますけれども、今後どのように改善していくかというふうにお思いでしょつか。

○鈴木(克)副大臣 この件も私の方から御答弁させていただきますが、今委員おっしゃつたように、平成二十二年で五百四十六万件というごとであります。このような状況がずっと続くと、二〇三〇年には六百九万件という途方もない救急出動というのが考えられてまいります。

したがつて、御指摘のように、トリアージと申しますが、このことをきちつとやつていかなきやならないということで、要するに、一九番の段階でどんな状況ですかというようなことを少し詳しくお伺いして、だつたら別のある方法をとるよなこともやられておるやう伺つておりますし、それから、現場で、救急車で搬送せずに、では、別の車で行かれたらどうですかというようなこともやつておるということも聞いております。

いずれにいたしましても、救える命を確実に救うということのためにも、本当に必要な方のために救急作業をやつていただきかなきやいけないといふことはこれから大きな課題である、このように考えております。

○三宅分科員 それでは、お時間ですのと、最後の質問にさせていただきたいというふうに思いました。

二〇一五年までに日本じゅうの家庭で超高速ブロードバンドを利用するようになります。光の道構想についてでございます。

の三つの柱があるというふうに思つんすけれども、まず第一が基盤整備、二番目が事業者間の適切な競争、そして三番目が規制緩和。この三つだけいうふうに思つておりますけれども、このうち、

重症の患者の方、そして大規模災害が起きた際に影響が出てきて困つてしまふことになるというふうに思つります。

規制緩和の進捗状況が私は大変気になります。登記の手続、そしてデジタル教科書、医療品の販売など、政府と一体となつて議論を進めるべきものが多いでいることは承知をしておりますが、

規制緩和の進捗状況が私は大変気になります。

総務省内での今後のスケジュールについて、教え

ていただけますでしょうか。

○平岡副大臣 総務省としては、光の道構想においては、利活用の拡大というものが今求められ

て、これを徹底的に見直しをしていくこと

でやつております。

○鈴木(克)副大臣 その点も私の方から御答弁さ

せていただきますが、今委員おっしゃつたように、

平成二十二年で五百四十六万件というごとであります。このような状況がずっと続くと、二〇三〇年には六百九万件という途方もない救急出動と

いうのが考えられてまいります。

したがつて、御指摘のように、トリアージと申

しますが、このことをきちつとやつていかなきや

ならないということで、要するに、一九番の段

階でどんな状況ですかというようなことを少し詳

しくお伺いして、だつたら別のある方法をとるよ

なこともやられておるやう伺つておりますし、そ

れから、現場で、救急車で搬送せずに、では、別

の車で行かれたらどうですかというようなことも

やつておるということも聞いております。

いずれにいたしましても、救える命を確実に救

うということのためにも、本当に必要な方のため

に救急作業をやつていただきかなきやいけないとい

ふことはこれから大きな課題である、このよう

に考えております。

○三宅分科員 ありがとうございます。大変御

丁寧な御答弁、感謝しております。

ありがとうございました。

○若泉主査 これにて三宅雪子君の質疑は終了いたしました。

次に、質疑予定者の出席が得られません。

御出席を要請いたさせますので、しばらくお待

ちいただきたいと思います。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○若泉主査 速記を起こしてください。

御出席を何度も要請いたしておりますが、残念

ながら、御出席が得られません。

この際、暫時休憩いたします。

午後三時四十八分休憩

午後五時開議

○若泉主査 休憩前に引き続き会議を開きます。

これにて本分科会の審査はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後五時一分散会

午後五時開議

○若泉主査 休憩前に引き続き会議を開きます。

これにて本分科会の審査はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後五時一分散会

午後五時開議

○若泉主査 休憩前に引き続き会議を開きます。

これにて本分科会の審査はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後五時開議

○若泉主査 休憩前に引き続き会議を開きます。

これにて本分科会の審査はすべて終了いたしました。